

令和6年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（5日目）

1. 招集年月日 令和6年9月18日（水曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和6年10月15日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長 者 教 務 代 理 者	中村尚広君
総 務 理 事	大平弘明君	事 業 理 事 兼 庁 舎 建 設 室 長	今道晋次君	総 務 課 長	落合健治君
税 財 政 課 長	藤永大治君	住 民 福 祉 課 長	松本典子君	保 險 環 境 課 長	宮原良之君
多 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	松尾直美君	企 画 商 工 課 長	中道隆介君	建 設 課 長	山村輝明君
農 林 水 産 課 長	金子剛君	水 道 課 長	安達伸男君	会 計 管 理 者	藤永尊生君
教 育 次 長	井手守道君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	作永善則君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒木洋介君	議 会 事 務 局 書 記	山下愛君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第55号 令和5年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 追加日程第1 特別委員会委員辞任の件
- 追加日程第2 特別委員会委員辞任の件
- 追加日程第3 特別委員会委員辞任の件
- 追加日程第4 特別委員会委員辞任の件

追加日程第5 特別委員会委員辞任の件

追加日程第6 特別委員会委員辞任の件

日程第3 議案第56号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第4 議案第57号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第5 議案第58号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第6 議案第59号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第7 議案第60号 令和5年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

日程第8 議案第61号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

日程第9 閉会中の委員会継続調査

閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和6年9月第3回佐々町議会定例会本会議の5日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、永安文男君、8番、橋本義雄君を指名します。

それでは、これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第55号 令和5年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —

— 日程第3 議案第56号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

— 日程第4 議案第57号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

— 日程第5 議案第58号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —

— 日程第6 議案第59号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —

— 日程第7 議案第60号 令和5年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

— 日程第8 議案第61号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第3、議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第4、議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第5、議案第58号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第6、議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第7、議案第60号 令和5年度佐々

町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件、日程第8、議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件、決算審査特別委員会に付託された事件の議案第55号から議案第61号までを一括議題とします。順次報告を願います。

それでは、決算審査特別委員長、お願いをいたします。

2番。

（決算審査特別委員長 川副 剛 君 登壇）

決算審査特別委員長（川副 剛 君）

今回、決算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきました、2番、川副剛でございます。私のほうから決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

9月18日の本会議において、決算審査特別委員会に審査付託されました、議案第55号から議案第61号までの令和5年度一般会計、特別会計の4件の決算認定、また、水道事業、公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定、計7会計について、9月の24日、25日、26日、27日、10月4日の5日間にわたり、町当局へ関係職員の出席を求め、詳細な説明を聴取し、慎重審査を行いましたので、その経過及び結果について申し上げます。

なお、委員長報告資料につきましては、後日配付されます決算審査特別委員会報告を御参照いただき、決算書における計数的な内容につきましては、決算書、成果説明書等に示されておりますので省略し、審査の主な点について御報告申し上げます。会計区分ごとに御報告申し上げます。

議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件について。

令和5年度につきましては、歳入総額94億7,537万円、対前年比18.1%の増でございます。歳出総額87億7,734万円、対前年比16.3%の増でございます。翌年へ繰越すべき財源3億8,605万円、実質収支としましては3億1,198万円でございます。

質疑としましては、財政健全化指標のリミットとなる数値はいかに、特別徴収における徴収の在り方について、古川岳遊歩道の整備について、公営住宅の建替え計画に備え、基金を創設する考えはあるのか、防災備蓄品の耐用年数について、新庁舎建設の工事の進捗率以上の監理費の過払いがあるのでは、等々の質疑を行っております。

討論です。反対、賛成、それぞれの立場から討論がありました。

まず、反対討論です。新庁舎建設工事の監理業務委託契約の支払いについて、現場工事の進捗率に対して過払いではないか、ごみ処理施設、し尿等前処理施設は同じ大型事業であり、工事の進捗率におおむね比例した支払いを実施しており、順調に進捗、完成も予定どおりであるが、庁舎建設だけが支払いの方法の明確な根拠が、この決算審査特別委員会での回答がなかった。このような町の見識な対応が、工期延長の原因のひとつになったのではないか。このことは、住民の財産を毀損させる行為であり、二元代表制の住民の負託を受けた一議員として認定できないと反対をされました。

賛成討論です。令和5年度は、本格的に工事に着手した佐々クリーンセンター基幹的設備工事など、工事費の大幅な増加や原油価格・物価高騰対策として、国の臨時交付金を活用して、地域経済の活性化並びに町民支援の事業が多く行われている。全妊婦訪問や産後ケア事業、高校生までの福祉医療費助成事業や小中学校における学力対策事業など、福祉、子育て施策も継続して実施されている。「暮らしたいちばん！住むならさざ」の実現に向けたまちづくりが進められているとして賛成されました。

採決です。起立多数で本案は認定されました。

続きまして、議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

質疑です。県の保険税統一の現状について。資格証明書、短期保険証の取扱いについて質疑がなされております。

討論です。反対、賛成の立場からそれぞれ討論がありました。

まず、反対討論です。生まれたばかりの子どもにも均等割がかかってくる。少子化対策の流れに逆行しており、未就学児の均等割を廃止してはと再三提案したが先送りされており、被保険者の立場に立った保険行政とはいえないとの反対討論です。

次に賛成討論です。本町では、国民健康保険税の現年度分の徴収率の目標96.56%に対し、99.72%を達成し、令和4年度に引き続き、県の第1位の収納率になっていることから、円滑に運営された健全な財政運営の決算であると賛成されました。

採決です。本案は起立多数で認定されました。

続きまして、議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

質疑としましては、いきいき百歳体操の拡大について、介護保険の給付の内容の確認がされております。

討論もなく、採決の結果、全会一致で本案は認定されております。

議案第58号 令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

特筆すべき質疑はありませんでした。

討論です。反対、賛成それぞれの立場から討論がありました。

まず反対討論です。後期高齢者医療については、医療の1割を受益者負担になっているが、一部負担金と保険料を合わせると既に1割を超えており、さらに保険料については、年収220万円以上の方々に新たに負担を求めるということで、後期高齢者医療保険制度はさらなる負担増に向かっている。そういう現状については容認できないと反対討論されました。

次に、賛成討論です。長崎県後期高齢者医療広域連合が主体となり、高齢者の増加を考慮して、医療の適正化と保険料抑制のために、県下の事務を分担して運営されており、後期高齢者にとっては、地域で安心して医療を受ける上で、欠かすことのできない医療保険制度である。さらなる安定的な制度運営をするよう意見を付し賛成されました。

採決です。起立多数で本案は認定されました。

続きまして、議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

特筆すべき質疑としましては、物忘れ外来の患者数の増減の原因はとの質疑がされております。

討論はなく、採決の結果、全会一致で本案は認定されております。

続きまして、議案第60号 令和5年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件でございます。

特筆すべき質疑として、建設仮勘定の計上について、漏水調査について、有収率の改善はいかにとの質疑がされております。

討論はなく、採決の結果、全会一致で本案は可決及び認定とされました。

続きまして、議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件でございます。

特筆すべき質疑としましては、建設仮勘定の計上について、下水道の接続への促進はいかにとの質疑がっております。

討論はなく、全会一致で本案は可決及び認定となっております。

以上、審査の結果と経過の概要について述べましたが、各所管審査において、財政課題を含め、事業の執行等について多くの意見、指摘を行っております。

執行におかれましては、今回、この特別委員会で浮き彫りになった問題、課題を理解し、解

決していただくよう望むものであります。

また、成果説明書では修正点はありましたが、年々精度が上がっており、より正確さを期すよう期待します。県内での本町の行政サービスの評価が高くなっております。これを継続し、よりよいまちづくりを切に希望いたします。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の付託を受けました審査報告を終わります。

（決算審査特別委員長 川副 剛 君 降壇）

— 日程第2 議案第55号 令和5年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

以上、委員長からの報告が終わりました。

日程第2、議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから、討論を行います。

4番。

4番（永田 勝美 君）

私は、令和5年度の佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件につきまして、反対の討論をいたします。

総括の質疑でも申し上げましたけれども、全体の不用額が2億3,000万、2%に及ぶ実態についてということで質問しましたところ、前年度より減少しており、県内各自治体と比較しても多くない水準であり、さらに無駄と言われるものは少ないという答弁であったというふうに思います。

私は無駄をなくすというのは当然のことだというふうに思うわけですが、改めて、この時期はどういう時期だったのかと、昨年からことしにかけて何が変わったのかと、それはコロナ禍の回復過程で、急激な円高に伴う物価上昇が続き、消費税の減額さえしないという政府の経済無策の下で、実質賃金が大きく目減りしています。30か月近くにわたって実質賃金の目減りが続き、町民の暮らしはかつてない厳しいものとなっています。

そうした中でやるべき課題は、まさに子育て支援であり、中小企業支援であり、生活支援であったことは、言をまたないというふうに思います。

私は再三にわたってそうした施策の充実を求めてまいりました。職員の努力もあり、改善された課題もあったわけですが、結果としては極めて不十分なものとなったと言わざるを得ません。

さらに、大型公共事業費が、当初計画から大幅な支出増となったことは、決して容認できるものではありません。

また、人材確保について、中途退職者の発生があり、慢性的な職員不足が生じています。人事政策上の課題は大きいと言わざるを得ません。働き方改革を含む、抜本的な取組が求められているというふうに考えます。

これらを見ると、令和5年度の決算については、承認できる水準にはなっていないと、よって反対といたします。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

1 番。

1 番（平田 康範 君）

議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算については、10月4日の決算審査特別委員会総括審議で賛成討論をいたしておりますが、改めて賛成の立場で討論いたします。

令和5年度は、本格的に工事に着手した佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事など、工事費の大幅な増加や原油価格・物価高騰対策として、国の交付金を、臨時交付金を活用して地域経済の活性化並びに町民支援の事業がたくさん行われてきました。

また、全妊婦訪問や産後ケア事業、高校生までの福祉医療費助成事業や、小中学校における学力向上対策事業など、福祉、それから子育て施策も継続して実施されております。

さらには、議会運営の効率化、迅速化のため、タブレット端末を導入し、議案書等のペーパーレス化による印刷費の削減など、効率的かつ機能的な行政運営が行われています。

第7次佐々町総合計画「暮らしたいばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」の実現に向けたまちづくりが進められており、今後を期待し、賛成討論といたします。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

反対討論をいたします。委員長報告でも報告いただきましたけれども、改めて私の反対討論をさせていただきます。

決算審査特別委員会において、新庁舎建設工事監理業務委託契約の支払いについて、過払いではないかという疑義を持ち、質疑をいたしました。詳細の内容は、工事自体の進捗率、令和6年3月末で37.02%に対し、監理業務は63.54%、その差は26.52ポイント。この分を金額に換算しますと、1,000万円ほど多いというふうな計算になります。これは、複数年契約であり、契約上の各会計年度の出来高予定額の支払い限度額90%ですけれども、これの満額を支払っているという状況でございました。この違いの原因の回答は、業務に対して投入する、人工出面による方法とのことですが、委員長の報告にありましたとおり、本町は4大事業のうち3事業を行っております。

1つは、今申し上げた庁舎建設、もうひとつは、ごみ処理施設の長寿命化、し尿前処理施設、この工事はおおむね計画どおり進捗し、監理費についても、進捗率に合わせた比例した支払いで実施し、順調に進捗、完成も予定どおりであると伺っております。

しかるに、なぜ、新庁舎は人工出面による方法なのか、聞いていただきましたが、明確な理由及び判断を誰がしたのかさえ、明確な回答がなかったというふうに認識しております。

これまでの新庁舎特別委員会で、工期の遅れに対しての、当該事業者が見解書に記載された、契約書に記載のない条件付随意契約自体も事実なのか、公文書の決裁もない恣意的な行為があったのではないかと疑念を抱きざるを得ません。

支払いが業務に対して投入する人工出面の方法が可能であるにしても、契約上は常駐義務を課しているわけでもないわけです。重点管理ということですが、手法的に可能との回答はありましたが、契約書第26条第2項又は第28条第3項の規定による検査に合格したものか、これはい

わゆる人工出面の業務内容を全てチェックしているのか、本当に毎日本町の業務を行っているのか、それこそ日々の日報チェック、膨大な報告書のチェックが必然と考えます。この疑念への明確な回答も得られなかった次第です。

このような町の見識な対応が、先般の工期延長議案の原因の一因になったのではないかと考えざるを得ません。また、この件を新庁舎特別委員会で発見できず、今回の決算審査特別委員会で質疑し、問題と認識した私は、新庁舎特別委員会の委員長を担わせていただいております、非常に責任を感じている次第です。

住民の方々が、工事自体が大きく遅れている状況で、工事の進捗率以上の監理業務の支払いがよいのかと質問された場合、今回の執行の決算審査での回答で、私は正しい支払いと答えられません。住民の財産を毀損させる行為であり、二元代表制の住民の負託を受け、監視を担った議員として認定することはできないと判断します。

最後に、釈迦に説法となりますが、決算認定が不認定になったとしても、既に行われた事業に影響はありません。しかしながら、不認定となった場合、町長に説明責任が生じます。これは地方自治法の233条7項です。また、次年度以降の予算編成に影響を与えます。

認定と判断したならば、住民への説明は我々議員にもこの説明責任が生じます。問題があればちゅうちょなく反対すべきと考えます。議員各位の御賛同を願い、反対討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに討論ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

（阿部議員「議長、休憩動議をお願いします。」）

（「賛成」の声あり）

ただいま、阿部議員からしばらく休憩することの動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成がありましたので成立いたしました。

直ちにこの休憩動議を議題とし、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり、しばらく休憩することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、ただいまの動議は可決されました。

暫時休憩といたします。

(10時23分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開会し協議していただきました。

日程についてお諮りをいたします。

特別委員会辞任の件6件を、それぞれ追加日程第1から追加日程第6とし、日程第3、議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件の前に入れることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって特別委員会委員の辞任の件6件を、それぞれ追加日程第1から追加日程第6とし、日程第3、議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件の前に入れることに決定いたしました。

議事日程配付のためしばらく休憩といたします。

(13時00分 休憩)

(13時02分 再開)

— 追加日程第1 特別委員会委員辞任の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、特別委員会委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により阿部議員の退場を求めます。

（阿部議員 退場）

本日、阿部議員から議長宛てに新庁舎建設に関する調査特別委員会委員を辞任したいとの申出がっております。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって阿部議員の新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

阿部議員の入場を許可します。

（阿部議員 入場）

阿部議員が入場されました。

新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可しましたので、お知らせをしておきます。

— 追加日程第2 特別委員会委員辞任の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

追加日程第2、特別委員会委員辞任の件を議題とします。
地方自治法117条の規定により永田議員の退場を求めます。

（永田議員 退場）

本日、永田議員から議長宛てに新庁舎建設に関する調査特別委員会委員を辞任したいとの申出がっております。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、永田議員の新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

永田議員の入場を許可します。

（永田議員 入場）

永田議員が入場されました。

新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可しましたので、お知らせをしておきます。

— 追加日程第3 特別委員会委員辞任の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

追加日程第3、特別委員会委員辞任の件を議題とします。
地方自治法第117条の規定により須藤議員の退場を求めます。

（須藤議員 退場）

本日、須藤議員から議長宛てに新庁舎建設に関する調査特別委員会委員を辞任したいとの申出がっております。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、須藤議員の新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

須藤議員の入場を許可します。

（須藤議員 入場）

須藤議員が入場されました。

新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可しましたので、お知らせをしておきます。

— 追加日程第4 特別委員会委員辞任の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第4、特別委員会委員辞任の件を議題とします。
地方自治法第117条の規定により長谷川議員の退場を求めます。

（長谷川議員 退場）

本日、長谷川議員から議長宛てに新庁舎建設に関する調査特別委員会委員を辞任したいとの申出がっております。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、長谷川議員の新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

長谷川議員の入場を許可します。

（長谷川議員 入場）

長谷川議員が入場されました。

新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可しましたので、お知らせをします。

— 追加日程第5 特別委員会委員辞任の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第5、特別委員会委員辞任の件を議題とします。
地方自治法117条の規定により横田議員の退場を求めます。

（横田議員 退場）

本日、横田議員から議長宛てに新庁舎建設に関する調査特別委員会委員を辞任したいとの申出がっております。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、横田議員の新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

横田議員の入場を許可します。

（横田議員 入場）

横田議員が入場されました。

新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可しましたので、お知らせをします。

— 追加日程第6 特別委員会委員辞任の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

追加日程第6、特別委員会委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により川副議員の退場を求めます。

（川副議員 退場）

本日、川副議員から議長宛てに新庁舎建設に関する調査特別委員会委員を辞任したいとの申出がっております。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、川副議員の新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

川副議員の入場を許可します。

（川副議員入場）

川副議員が入場されました。

新庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可しましたので、お知らせをします。

— 日程第3 議案第56号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4番。

4番（永田 勝美 君）

令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、反対の討論をいたします。

委員会の総括質疑でも行いましたけれども、国民健康保険の中で、最も焦点になっている一つの問題が、いわゆる未就学児童の均等割の廃止の問題というのがあります。

未就学児童の均等割廃止の問題は、再三申し上げていますように、最も不公平感の強い税制というふうになっておりまして、ほかの共済健保あるいは協会けんぽ等にはない、所得割のほ

かに世帯割、均等割、いわゆる人頭割が課税されるという大変問題の多い制度です。

せめて就学児童生徒については、子どもさんについては、均等割は廃止すべきではないかという事は、全国知事会や市長会からも要望として上げられていたりするわけですがけれども、佐々町の場合、未就学児童の均等割について国が半分補助をしている、残りの分については、残り50%の分については、町で負担しても大きな額にはならないのではないかと、そのことによって負担が少しでも改善するのではないかということで、再三申し上げてきたわけですがけれども、なかなか取り入れられずに、財源としては100万円以下の費用で対応できる問題についても、対応されないというような状況が続いてまいりました。

さらに、滞納された方々に対する資格証明書の発行という形で、滞納された方は、10割の給付や10割の負担が求められるという、実質上、保険証が取り上げられた状態ということ、佐々町が続いているということも、大変問題ではないかなども指摘をしてきたところですが、これらがなかなか改善されないということをもって、私はこの決算認定については認定できないというふうに判断し、反対討論といたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

1 番。

1 番（平田 康範 君）

議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、決算審査特別委員会総括審議においても賛成討論いたしておりますが、本日改めて賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、持続可能な制度を構築するため、平成30年度から市町村単位の財政運営から県と市町が保険者となり、県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担い、給付に必要な費用を全額県が市町に対して交付する仕組みで、国保制度の安定化を図っております。

また、本町では、国民健康保険税の現年度分の徴収率も、目標96.56%に対し99.72%を達成し、令和4年度に続き県下第一位の収納率となるなど、円滑に運営するために努力されており、健全な財政運営の決算であることから、賛成討論とします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は認定されました。

— 日程第4 議案第57号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

— 日程第5 議案第58号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第58号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。
4番。

4番（永田 勝美 君）

反対討論を行います。

後期高齢者医療制度につきましては、もともこの後期高齢者医療制度については、2007年当時の全国の総選挙でも、最も大きな争点の1つになった、7年、11年と争点になったテーマでありました。

後期高齢者のみ75歳以上の方だけを別の保険にくくる。その負担感をそれぞれが実感してくださいというような内容にして、その費用については受益者負担というのを導入した。

これはもともとの老人福祉法にも反する内容でありまして、元来、高齢者の医療費というのは、無料が原則というのがずっと続いてきたわけですが、これを制度的に無料をやめて、後期高齢者については有料とし、負担率を1割程度にとどめるといふふうにしたわけですが、実際にはその1割程度というのは、今どんどん膨らんできて、17%ぐらいまで膨らんでいてい

ます。

さらに、この保険料と一部負担金についてなんですけれども、一部負担金を年収220万円以上の方については2割負担に引き上げる、あるいは3割負担に引き上げるということが、更に進もうとしています。そういう中で、後期高齢者医療制度というのは、かろうじて維持をされているわけなんですけれども、やはり年々負担率が高くなり、身近な例ですけれども、私の母親などは年間50万円もの保険料を払わざるを得ないというような状況になっております。

これは、元来の老人福祉法に反すると言いましたけれども、高齢者の医療を全ての世代で支えてきた日本の保険制度の中でも、本当に特筆すべき悪法というふうに言わざるを得ないと思います。年齢でくくって保険制度を分けている国というのは、世界中に一つもありません。そういった意味では、改めてこの見直しを求めるとともに、後期高齢者医療制度、実際に負担率もどんどん高くなっている、こうした決算については賛成できないという立場でございます。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに討論ございませんか。

1 番。

1 番（平田 康範 君）

議案第58号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についても、決算審査特別委員会総括審議において、賛成討論をいたしておりますが、本日改めて賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、約5割を国や自治体からの公費、約4割が現役世代の支援金、残り約1割が後期高齢者の保険料となっており、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支える制度で、本県においても、長崎県後期高齢者医療広域連合が主体となり、高齢者の増加を考慮し、医療費の適正化と保険料抑制のため、県下の事務を分担して運営されております。

後期高齢者にとっては、地域で安心して医療を受ける上で欠かすことができない医療保険制度であるため、更に安定的な制度運営をお願いして、賛成討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第58号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は認定されました。

— 日程第6 議案第59号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

— 日程第7 議案第60号 令和5年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第60号 令和5年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第60号 令和5年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長の報告は可決及び認定です。委員長の報告のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は可決及び認定することに決定いたしました。

— 日程第8 議案第61号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長の報告は可決及び認定です。委員長報告のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は可決及び認定することに決定いたしました。暫時休憩します。

（13時24分 休憩）

（13時24分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、閉会中の委員会継続調査に入ります。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

お伺いしたいのが、追加日程で、私も新庁舎の件については辞任をさせていただきました。責任を取らせていただきたいということで。

委員長、副委員長、委員の辞任は、特別委員会が存続することが前提の規定ということで認識しておりますが、庁舎の完成間近とはいえ、工期の延長等につきましても附帯決議を行っている状況です。

閉会中の所管事務調査、このままでいけば、委員会のみが存続し、委員はおらずというような状況で、委員会そのものがあつた状況で、果たして議会、委員会としての取扱いはどうのようになされるものか。新庁舎に関する調査についての所管も、特別委員会が存続した状況で、果たしてこのままの取扱いで本町議会としていいものかということについて疑義がありますので、特に委員の辞任については皆さん同意したんですけれども、追加して誰が替わるとか、そういったこともない状況で、現状のままでいくと委員会存続の委員ゼロということで、閉会中の所管事務調査に支障を来すのではないかというふうに私は認識しているんですけれども、そのところはどのように取り扱われるのかお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩といたします。

（13時26分 休憩）

（14時51分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開催し協議いたしました。

日程についてお諮りします。発議第5号 新庁舎建設に関する庁舎特別委員会の廃止について1件を追加日程第7とし、日程第9、閉会中の委員会継続調査の前に入れることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号 新庁舎建設に関する庁舎特別委員会の廃止について1件を追加日程第7とし、日程第9、閉会中の委員会継続調査の前に入れることに決定いたしました。

議事日程配付のため、しばらく休憩といたします。

（14時52分 休憩）

（14時52分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7、発議第5号 新庁舎建設に関する調査特別委員会の廃止についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（発議第5号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

ただいま朗読が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

お諮りします。発議第5号 新庁舎建設に関する調査特別委員会の廃止については、原案のとおり決議することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第5号 新庁舎建設に関する調査特別委員会の廃止については、原案のとおり決議されました。

なお、新庁舎建設に関する調査については、総務厚生委員会及び産業建設文教委員会の各委

員会において調査するものいたします。そういうことで、どうぞよろしくお願ひいたします。
暫時休憩いたします。

（14時55分 休憩）

（15時33分 再開）

— 日程第9 閉会中の委員会継続調査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、閉会中の委員会継続調査に入ります。

閉会中の委員会継続調査については、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付しております案件について調査の申出がっております。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙、委員長の申出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに決定いたしました。

以上で、令和6年9月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長の御挨拶を受けたいと思います。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

令和6年9月佐々町議会第3回の定例会を9月18日に開会をしていただきまして、10月15日、本日までの28日間で開催されました。その間、令和5年度の決算につきましては、決算審査特別委員会を設置していただき、9月議会の休会中に、一般会計ほか6会計につきまして、9月24日から10月4日までの5日間に開催をしていただきまして、慎重に審議をいただきまして、全て認定をしていただきました。誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、提案を申し上げました予算、決算、条例、人事関係などの29議案の各議案に対しまして、それぞれ慎重に審議をいただきました。誠にありがとうございました。

しかしながら、うち2件につきまして、撤回を行い、御迷惑をおかけしたことに對しまして、心からおわびを申し上げたいと思っております。

また、追加議案として提出させていただきました、工事請負変更契約締結の件、令和4年度の佐々町新庁舎建設工事並びに令和6年度佐々町一般会計補正予算（第3号）の案件につきましても、議決をしていただきまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

この折に、工事請負変更契約締結の件につきまして、令和4年度の佐々町新庁舎建設工事については、議会からの附帯決議が提出されまして、適切な措置を講じるように、重ねて強く求められておりまして、町としましても工事の進捗について、慎重さが不足したのではないかと考えております。

今後このようなことがないように、十分職員にも指導を行いますとともに、私自身も深く反省を申し上げたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

新庁舎の建設については、安全安心を確保する防災拠点として完成させたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

それから最後になりますが、今回の議案等につきまして、各議員からいろんな御指導をいただきまして、貴重な御意見、御指摘につきましては、改善を精査しながら、町政の運営に取り組んでいきたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、健康には十分注意していただき、引き続き町政の発展のために、各地域の活性化のために御活躍をしていただきますように、心からお願いを申し上げます。簡単粗辞でございますが、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から一言お礼を申し上げます。

令和6年9月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月18日から10月15日までの28日間にわたりまして、開会されました9月定例会は、条例案件、補正予算案件、人事案件、令和5年度決算審査が上程され、原案のとおり可決されました。

また、一般質問においては、3名の議員から様々な観点の町政をたずねなど、議論が行われ、改めて感謝を申し上げます。

この9月定例会を振り返りますと、例えば人事案件については、その場になって撤回の措置をとるなど、執行の準備不足があり、また、議案第72号も、付託案件の撤回の申出があり、議会として大変困惑をいたしました。

また、新庁舎におきましては、いろいろと問題があり、私の議事進行に対して大変御迷惑を、議員の皆様、執行の皆様、そして傍聴者の皆様方に大変御迷惑をかけたことを、この場をお借りいたしまして、おわびを申し上げます。

令和5年度決算審査においては、委員長をしていただきました川副議員には、総括までの間、お疲れ様でした。本当にありがとうございました。

議会においては、大変よい決算審査であったと思っております。決算審査特別委員会の総括では、確認事項で10項目ありましたが、どれも重要なもので、執行においては、令和7年度の予算を組む場合、参考にしていただければと、この決算審査が有意義なものと思っております。

特に、新庁舎工期延長においては、町民の皆様方が注目しておられますので、重点管理項目、再度管理を徹底していただき、また、議会においては、産業建設文教委員会、総務厚生委員会の所管事務調査で行うということで、きょう決まりましたので、十分な調査を行っていききたいということを思っております。

今から秋の到来の中、体調に留意され、12月議会あるいは来年に向かって、皆様方のますますの御活躍をお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。

以上で、令和6年9月第3回佐々町議会定例会を閉会いたします。

本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

（15時40分 閉会）